

日程第4 一般質問

○議長（武石善治） 日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。3番 長井直人君。

（3番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○3番（長井直人） それでは一般質問に入らせていただきたいと思います。

水道料金の改定についてご質問申し上げます。本来であれば一般質問でわざわざ取り上げなくても、常任委員会の中で議論をすればいいことなのですが、どうも村長は議会というものを重要視されていないようですので、本定例会であえて通告させていただきました。

実生活に密接する水道料金の値下げについては、本当に可能であるならば村民の誰しものが反対するはずもなく、当然のことながら議会としても反対する必要はありません。可能かどうかという判断が重要で、それを抜きにしてとらえれば、現在の民意の多数は賛成し、議会の意に首をかしげているといった状況かと思われます。しかしながら、そんな中においても、公営企業としての上小阿仁村簡易水道事業としての今後の経営に疑問を持つ声があるのもまた事実であります。

村民は戸惑っております。情報はでき得る限り正しく正確に伝えなければなりません。本来説明すべきこと、対応しなければならない質問に真摯に対応し、協議できていれば、少なくとも現状のようなこんな状況にはなっていないかと思うのですがいかがでしょうか。

まず始めに、村のホームページに掲載された、村長の水道基本料金値下げの件について触れながら質問をさせていただきます。

本題に入る前に、村の公共のホームページ上で、村長たる者が私的な論拠や構想を公表するというのはいかがなものでしょうか。議会の場で議論すべきものを、議会の場ではまともに回答をせず、話にならないとばかりに自身の見解のみをホームページや広報で公表するというのは、長のすべきことではないと思います。村民に判断を仰ぐのならば、議会の議事録をそのまま掲載するのが妥当なのではないでしょうか。公正公平な取り扱いのもの以外の掲載は、今後控えるべきであると思うのですがいかがでしょうか。

それでは本題に入らせていただきます。村のホームページ上で掲載された水道基本料金値下げの件、2010、上小阿仁村長 小林宏晨について。否決されたので、その背景について説明し、村民の皆様の判断を仰ぐことにいたしました、と題して始まっております。1の現状から反論と質問をさせていただきます。

1 現状。1の（1）では、県内最高値の水道料基本料金と題して、周辺市町村と比べた基本料金が書かれておりますが、これ自体は事実であり比較としては妥当な、正当なものであります。

そもそも水道の基本料金というのは、周辺の自治体との比較で決めるものではありません。自身の主張を正当化するために持ち出してきただけで、本来、基準となるべき算定式もあり、事業施設の規模、それにかかる経費、算定年内の維持費、利用者の数、利用基本流量等により算出されるものであり、それに自治体若しくは事業所の経営予測を反映させた基本料金を設定するものがあります。したがって、格差があるのは当然であり、必ずしも比較の対象にはならず、改定のための根拠にもなり得ないということです。

算出根拠も説明できない改定案自体に了承はできません。ましてや、自身で算定していないのであろうにもかかわらず、前政権や前職議員を批判の対象に上げること自体おかしいのではないのでしょうか。これまでもそれぞれの水道組合と協議の上で、話し合いで決めてきた水道料金であります。自身の考えを主張するのはいいのですが、批判をする必要は全くないと思うのですがいかがでしょうか。

1の(2)村の平均所得は県内で下から2番目、とありますが、これも同じように料金の改定とは無関係であります。村民の平均所得で決めるものではなく、低所得だから基本料金を安くして公営企業として経営が成り立つはずもなく、現在の村の水道事業会計自体も厳しい現状で、トータル的な値上げこそ考えられるのですが、値下げというのはあり得ない現状であります。足りなければ他の会計から出せばいいととらえていらしたなら大きな間違いです。

1の(3)高齢者の多くは国民年金生活者とありますが、上小阿仁では国民年金生活者の割合が高いとして、国民年金生活者へ配慮した使用量に応じた料金設定を主張しておりますが、これも本来の水道料金の公平性に欠けるものであります。というのも、そもそも水道の基本料金というのは、前述のように算定の基準があり、同様に使用料金にも算定式が存在します。必ずしもそれが全てではありませんが、給水量に応じた変動的な経費に対応し得るものでなければなりません。

また、安定した経営をするためには、年間の責任水量を定め、予定水量の80%に満たない場合には、逆に責任水量分に満たない使用量分を追加徴収する責任水量制というものも存在します。

公平性を主張するならば、まず、現在の簡易水道事業会計を詳しくひもといていただきたいと思います。経営が潤沢で高い基本料金で基金をためこんでいるのであれば値下げ案も一考ではあると思いますが、一般財源からの持ち出しの中から基金を積み立てておいて、基金があるから大丈夫という論法はあてはまりません。人口減、少子高齢化でただでさえ収入が減っていく中で、今回提案の金額でどう経営していくのかを、ぜひともお知らせ願いたいものであります。

1の(4)基本料金が高く超過料金が低い、これは大変不公平なこと、と述べられますが、公平不公平は前述のとおり金額の高い低いではありません。料金の設定の仕方がどうか、ということになると思います。村民全体に対して公平でなければならないとすれば、算定式に基づいた料金の算出が必要不可欠であると考えます。

今の料金の算定根拠を今1度検証し、理解をした上で新提案の基本料金、使用料の設定根拠を明確にしなければ判断はできません。今回の提案は何度聞いても根拠が不明瞭で的確な答えは返ってきておりません。数字もはっきりしない状況であります。

2の改善提案については、考えられる最善の改善提案を事務方に要請したとありますが、果たしてそうなのでしょうか。村長の提案を含めると4度金額が変わっております。事務方がもし行ったならば、その都度議会に提案され、それにもなって改善し、また、提案されていくのものと考えるのですが事実はノーであります。となれば、金額に合わせてその都度資料をつくらせられたと考えるのがベターではないでしょうか。

もし事務方が、村長の記述どおりに自らの考えで改善提案を算出したならば、その算定根拠を具体的に示し、将来の経営安定化を見据えた料金設定ができたはずであり、加えて自身も携わったはずであり、村の平成22年3月に発表した上小阿仁村水道ビジョンに即した経営計画にあった料金の算定をしたはずであります。担当者であれば、そうしなければならないはずであります。

村のビジョンや計画、今後の人口推移に合わない今回の値下げ提案、料金改定は担当者自身の仕事ではないととらえております。間違いなくトップダウンの数字合わせのシミュレーションにすぎないのではないのでしょうか。

2の(1)では、高齢国民年金生活者の負担を可能な限り低くする。つまり基本料金を下げるとありますが、全くもってナンセンスであります。1の(3)でも述べましたが、本来の水道料金の公平性、平等性に欠けております。基本料金の中には設備維持における固定的な経費が必ず含まなければ、企業経営自体が成り立ちません。利用個数が絶対的に少ないわが村においては、施設が完備されればされるほど基本料金が高くなるのは必然であります。まずは算定基準にそって当施設の経営上妥当な基本料金の金額が幾らであるのか、計算を試みていただきたいと思えます。

2の(2)では、水道経営の健全化を維持するために可能な限りこれまでの水道総収入を維持する、とありますが、これも大間違いであります。なぜなら、今の経営自体が、健全ではないと言えば語弊がありますが、言うなれば、公営企業としては不相当であると申し上げておきます。

議会広報にも掲載いたしました。平成21年4月に総務省より地方公営企業

繰出金についての通知によりますと、簡易水道事業における建設改良に要する経費について、それにかかる企業債元利償還金の2分の1の繰り出しが適当とされております。しかしながら、わが村においては、平成20年度時点において支出の内訳の地方債償還金が65.6%に対し、収入内訳の他会計繰出金と補助金の額が全体の67.9%と、基準値の倍以上の繰り出しをしております。よって、不適當であり、これを健全を維持とは事務方なら言わないのではないのでしょうか。

また、水道ビジョンに照らし合わせて今後の水源の接続や事業の一元化を進めるならば、現在の水道総収入の維持だけでは到底安定した企業経営は成り立ちません。つぶれてしまいます。本来であれば、水道総収入を上げながら村民の負担を可能な限り少なくするにはどうすべきかを考えて進めるべきなのではないのでしょうか。

今提案の料金が、村の現状と今後の人口推移、平成22年3月作成の水道ビジョンに沿った計画を勘案しても、本当に将来的に大丈夫なのか、お答え願いたいと思います。

2の(3)では、上記2の(1)(2)の条件を満たすために、大口水道消費者に負担をしていただく。つまり高い基本料金と低い超過料金を是正し、低い基本料金と使用量に応じた超過料金を設定するとありますが、これは一見もつともらしく聞こえますが、全くもって視点がずれていると思うのですがいかがでしょうか。

自身の主張を正当化するために、論点、視点をすりかえ正当化して、だましているのと同じであります。問題は高い基本料金と低い超過料金を是正することではないのです。公営企業会計として、現状の施設の設備における固定費、変動経費、算定年度内の設備投資、基本流量等を踏まえた算定料金が基本料金、使用料ともに幾らが妥当なのかを算出すること。その後で、経営安定化の基準値を勘案した料金設定にすることが大事であり、村民への説明も容易のほうであります。

何をそんなに急いで決める必要があるのか。水道料金をすぐにでも安くしなければ死者が出るのでしょうか。自殺者が出るのでしょうか。根拠の明確でない数字合わせの料金改定では到底納得できません。具体的な数字を元にした村の将来構想に即した改定案をじっくりと話し合いながら検討していくべきであると思うのですがいかがでしょうか。

最後に、今回の提案については、大変な重要なものであり慎重な議論が必要なものであると考えます。しかしながら、当局側は、なぜか早急に事を運ぼうとしております。提案も二転三転し、その都度金額の算定根拠が明確ではなく、議会との協議自体も少な過ぎます。議会の質問や要望にも的確に回答をされて

おらず、対応すらしていないのが現状であります。もっともっと議論をして、内容を精査して上水道のみにかかわらず、農水、下水等とあわせてじっくりと協議をして結論づけるべきであると考えているのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただいまの質問者に対しましてお答え申し上げます。

ご指摘の上小阿仁村のホームページで、村長からのメッセージ欄に掲載された水道料金値下げの件は、同時に広報上小阿仁7月号に掲載されているものでございまして、したがって、公人としての村長が水道料金体系の見直しの根拠を村民の皆様にご説明する内容でございまして、その限りで新聞での意見表明などのように、私人、わたくしびとの私的な考察を行っているものではございません。政策課題の実現としての水道料金の扱い並びにその根拠づけは、すぐれて公的性格を帯びるものでありまして、決して私的な発言を行っているものではございません。

議論の常識として、村長が水道問題について広報や村のホームページに公表する内容を質問者が私的な論拠と断定するには、公私の定義を踏まえ、定義に従ってその部分が「私」であると指摘する責任がございまして。質問者は何ををもって私的、また何ををもって公的と位置づけられるのでしょうか。まずはその定義をお示しいただきたいと存じます。

さらに、質問者は議会の場で論議すべきとの仰せでございまして、既に6月議会の場で説明を申し上げ、全員で審議をいたしましたけれども、ご理解いただけないがゆえに全会一致の否決となった経緯につきましては、繰り返す必要はないようでございます。

さて、具体的にご回答申し上げます。まず、現状についてでございますが、水道の基本料金というものは、周辺の自治体との比較で決めるものではないという仰せでございまして、質問者の言われる周辺自治体との比較で決めるものではないというのは、これは全くの筋違いでございまして、むしろ、周辺自治体との比較だけで決めるものではない、の方がより正しいご主張ではなかろうかと考えます。いかがでございましょうか。

しかし、当局は周辺自治体との比較だけで決めているものではございません。6月の全員協議会で議員の皆様にご配布し審議した資料、そして、7月の広報、12ページから16ページ並びに8月の広報、10ページから11ページをご参照いただきたいと思います。ここでは、周辺自治体のみならず、秋田市を含む秋田県内の11の自治体を挙げて参考にしております。周辺自治体との比較あるいは秋田県の多くの自治体の料金体系を参考にすることは、行政の手法としてはご

く常識的なものであり正当化されるものでございます。

その他、さまざまな比較を行いながら総合的に判断することが不可欠でございます。当局はそのような総合判断の結果、料金体系の見直しをしたものでございます。

第2番、水道の基本料金は村民の平均所得で決めるものではない旨の仰せでございますが、質問者のこの主張も同様に実態を正しく認識していない結果の問題ではなかろうかと思えます。

1の質問と同様に、村民の平均所得だけで決めるものではない、というのがより正しい発想ではなかろうかと考えております。しかし、この点についても、当局は村民の平均所得だけでは決めておりませんが、やはり料金設定においては、村民の平均所得も重要視しております。最近におきましては、わが村の平均所得が下から2番目ではなく、1番下に位置づけられております。つまり、平均所得の低い自治体は、相対的に所得の低い層の割合が大きな自治体でもあります。その場合に基本料金を高く設定することは、まことに非社会的、不公正な政策でありまして、これは是正の必要がございます。

結局は自治体の平均所得も参考にしながら、総合判断の結果の料金設定であります。公共料金は優れて利用者全体の所得状況を重視すべきであることは常識と考えます。公共料金や税金の賦課は、所得の多寡を無視して行われてはなりません。

(3)のご質問でございますが、国民年金生活者に配慮した料金設定は、逆に公平性に欠けるとの仰せでございます。質問者のこの主張が間違っている証拠をお示しいたしましょう。この反対の主張を提示、主張されたことの全く反対の主張を提示いたしますと、国民年金生活者へ配慮しない料金設定は公平であるということになり、全く意味をなさなくなってしまいます。当局は、当然のことに国民年金生活者に配慮しておりますが、そればかりでなく、それ以外に多くの失業者でありますとか、体調不良に悩む人々にも配慮して総合的に判断した結果、基本料金と超過料金を設定し直したわけでございます。

つまり、秋田県で最高基本料金グループに属する基本料金をある程度下げて、つまり10立方メートル2,625円から5立方メートル1,680円に下げて、超過料金を1立方メートル53円、これは間違いなく秋田県で1番低い数であります。それから95円、この95円といたしましても最低料金グループに入る額、これに改訂したものであります。これにつきましては8月広報の12ページ、13ページをご参照いただきたいと存じます。表が出ております。

しかもこれによって、村営水道の収入総額を変わらないように設定しているわけでございます。収入総額は変わらないということがみそであります。したがって、基金取り崩しの時期も、現行料金でも改定料金でも変わりはない

いせん。新しい料金設定こそがむしろ現在よりもより公平と思われませんが、いかがでございましょうか。

つまり、経済弱者でも安心して使える水道の実現を改定料金はめざしております。それとも、質問者は現行料金体系こそが公平と主張されておられますか。もしそうであるならば、その根拠をお示しいただきたい。それとも質問者は、国民年金生活者に配慮しない料金設定こそが公平であるというお考えでございしますか。そうであるならば、その根拠もお示しいただきたいと存じます。

(4) 番目であります。不公正かどうかは、その料金の設定次第であると、前の料金設定の検証が必要というご主張でございします。しかし、これは前の料金設定ではなくて、現在の料金設定のことと私は理解しておりますが、しかし、質問者が広報上小阿仁7月号の内容を正しく理解しておられないようではないかと危惧しております。そうでなければ、これまで1から3までの主張ができないはずでございします。

さて検証と申されますと、料金設定にいたる歴史的背景についてお知りになりたいのか、あるいはその正当性について検証すべきか、よく定かではございしません。仮に前者、つまり料金設定にいたる歴史的背景であるとすれば、比較的短期間の間に大量の水道工事を行ったことにより、借金返済の必要に迫られて、その心理的重圧化において秋田県で1番高い基本料金を設定したということとは推定されます。

しかし、実はそうしなければならない必然性はなかったのであります。つまり、基本料金を秋田県で最高額に設定するかわりに現行料金を比較的安く抑え、これにかわる収入として超過1立方メートルごとに、秋田県ではおそらく最低額の53円から95円に上げようとするのが今の改定料金の提案内容でございします。95円でもなお、秋田県下では最も低い料金グループに抑えてあります。これによって、水道収入総額はおおむね現行どおりと算定されます。

人口減に加え一定額の修理額を算入して、一定期間ごとに見直しをしていけば、これは、私は5年程度の期間が適当と考えておるわけでございしますが、将来状況に十分に対応できると考えております。

なお、村の新料金体系は、いまだに加入していない沖田面の水道料金体系に非常に近いものであります。沖田面を選挙地盤とされる議員諸氏は、当然のことに、自らの地域の水道料金体系が、現行村営水道の料金体系よりも域内住民にとって喜ばしい料金体系であるとみなしておいでであると推定されます。そうであるならば、村の改善提案に何ゆえに反対されるか理解に苦しみます。村の水道事業に加入せず、低い基本料金を続け、その低い料金体系に限りなく近づけようとしている村の改善策に全員で反対する議員諸氏の行為は、村民の多くの理解が困難と思われまふ。村営水道利用者の7割以上の人々の喜びに背を

向ける根拠を明確にお示しくださる責任がございます。

議員諸氏が、まさか自分の家の水道料金が高くなるからなどという理由づけは、よもやあるまいと私は信じております。

水道を多く使う家庭は人数が多く、高校生までの子供をかかえておられ、複数の稼ぎ手が居られる家庭がほぼ全体像でございます。すなわち、原則的に合算所得の高い家庭でございます。(75 字削除) それがかない場合は、はっきりとした反対の根拠を今 1 度、当局と村民に分かりやすく説明する義務が議員の側にあると私は理解しております。

さて、2 番目の改善提案についてお話いたします。(1) 番、ナンセンス。本来の水道料金としての公平性、平等性に欠けるとのご趣旨で、ご主張でございますけれども、ナンセンスという言葉は本来部分否定ではなくて、村当局の改善提案の全面否定でございます。これは価値評価でございます。しかし、価値評価は、総合判断の結果でなければなりません。質問者は、総合判断をやった結果、この全面否定をやっておられるのでしょうか。

質問者は、公平性、平等性という言葉を理解された上で使っておられるという前提で用例をあげてお答えいたします。

まず、公平性について説明いたしますが、例えば所得が低く使う水の量が少ない人に対し、県内で最高の水道料金を求めることは公平な政策ではありません。したがって、村当局の水道改善提案は、水道基本料金の基本水量 10 立方メートルから 5 立方メートルに下げ、2,625 円から 1,680 円に下げ、超過料金 1 立方メートルを従来の 53 円から 95 円に改定するものであります。ご参考までに申し上げますが、超過料金 1 立方メートル 53 円は、秋田県の自治体で最低料金であり、たとえこれが 95 円に値上げされても、秋田県の平均よりもはるかに低い料金に抑えられております。

理論的思考ができる方々は、基本料金を相対的に下げ、超過料金を相対的に上げる改善提案が、従来の料金体系に比べより公平であることはご理解いただけるものと思います。

さて、平等という概念には、数学的平等と比例的平等が存在することにつきましては、既に 2 千数百年前のギリシャの政治哲学者アリストテレスが述べておるとおりでございます。今般の平等性に欠けるという質問者の発言が、前記の 2 つの概念のどちらを意味しているかは定かではございませんが、一応その両方意味していると前提してご説明してまいります。

数学的平等に関しましては、例えば選挙における 1 人 1 票がまさに数学的平等でございます。比例的平等の典型的用例は、累進課税制度であります。年収の高い人は、所得の累進性が高くなっておるのが現状でございます。これが比例的平等の適用例でございます。

さて、両平等概念を水道料金に適用いたしますと、基本料金算定量を 10 立方メートルとした、10 立方メートル以上使う人にも 5 立方メートル以下しか使わない人にも 2,625 円徴収することは、数学的平等に反するばかりか比例的平等にも反します。なぜなら、10 立方メートルで 2,625 円は 1 立方メートル 262.5 円につきますし、5 立方メートル以下の人は、本来多くとも半分の 1,312.5 円以下であれば数学的平等に合致するからであります。つまり、10 立方メートル以上使う人の基本料金 2,625 円は、5 立方メートル以下しか使わない小口消費者の犠牲の上に成り立っており、その限りで比例的平等にも反します。

そこで、5 立方メートルを基本料金の算定基準とし 1,680 円とすれば数学的平等は、5 立方メートルまでは利用者全員に平等に負担することになり、1 立方メートル当たり 336 円となります。問題は 5 立方メートル以上消費する家庭についてであります。例えば超過料金 1 立方メートル当たり 336 円を適用すれば、全く均一の数学的平等は維持されます。しかし、この算定方式は大口消費者にとっては、あまりにも不利な印象を与えます。村当局が調べた限り、秋田県内でもこれほど高い超過料金を設定している自治体はございません。最高が五城目の 1 立方メートル 315 円。最低の秋田市でも 1 立方メートル当たり 10 立方メートルまでは 57 円、10 立方メートルから 20 立方メートルまでは 1 立方メートルにつき 141 円、20 立方メートルから 50 立方メートルまでは 1 立方メートルにつき 199 円でございます。村当局の改善提案の超過料金は、1 立方メートル 95 円で、それでも最も低い料金グループに所属しております。

これを知るためにも、周辺自治体あるいは県内の自治体の料金体系を参考にするのは極めて常識的な調査手法でございます。結論を申し上げます、質問者の価値評価によるナンセンス、公平性、平等性に欠けるとの主張は、経済弱者には軽く、経済的に恵まれた人に応分のご負担をいただくという、極めてノーマルな世界の常識であり、このような、おそらく中学生、小学生でも理解可能な常識を理解できない結果を意味しておると、私は理解しております。

(2) 番目の村の現状と今後の人口推移。平成 22 年 3 月作成の水道ビジョンに沿った計画を。総収入の維持だけで本当に大丈夫かというご質問でございますが、村当局は、村営水道の総収入の維持に配慮することに加えて、適宜見直しをかけ、先ほど申しましたとおり 5 年を想定しておりますが、事態の急変に備えることにしております。それでも不十分と思われ、しかも不十分と主張される場合には、その根拠をお示し願いたいと存ずる次第でございます。

さて、2 の (3) の問題は、高い基本料金と低い超過料金を是正することではない、視点がずれているとのご指摘でございますが、村当局はこれまで、再三にわたって高い基本料金と低い超過料金が収入の低い人々、つまり経済弱者の負担を異常に重くし、その限りで社会的に不公正、不平等であると説明いたし、

それゆえにその体系の是正を提唱しその根拠を説明してまいりました。

それとも、質問者は村の現行水道料金体系が秋田県でベストであり、是正の必要が全くないとも主張するおつもりでしょうか。そうであるとするならば、沖田面の住民である質問者が、どうして沖田面の料金体系をやめ、村の現行体制に加入する主張を行わないのでしょうか。両者のどちらも改定の必要がないとも主張されるおつもりでしょうか。そうであるとするならば、このような態度は、議員としてあまりにも無責任極まりないことではございませんでしょうか。質問の内容が自己矛盾に陥る危険性はございませんでしょうか。

さらに、視点がずれているとの質問者のご主張は、一方的な価値評価でございます。これには根拠が必要でございます。いかなる根拠をお持ちでしょうか。どの部分の視点がどのようにずれているのでございましょうか。しかも、その根拠はいかがでございましょうか。まず、質問者の説明の後に、これにお答え申し上げます。根拠のない価値評価は、聞く者にとっては単なる無責任な言いたい放題という評価になる危険性にございます。議会はこのような発言の場ではないことをご理解いただかなくては、議会の資質が問われることにもなりかねません。価値評価の根拠を示されるべきでございます。

第4番目の、現状の簡易水道特別会計自体、総務省が指導する地方公営企業繰出金の基準を大幅に上回る一般会計繰出金についてはどうとらえているかということでございますが、質問者はご自分の質問内容をはっきりと理解された上でご質問されているという前提でお答えいたします。

まず、村当局が総務省基準を大幅に上回る一般会計繰出金を出し続けているとすれば、それは前政権が比較的短期間の中に多くの上下水道工事を行った結果であり、それに拘束されている現状が続いているからでございます。現政権は前の客観的な財政の実態に否応なく縛られておりますが、しかし、これとて全面的かつ細部に至るまで拘束されているものではございません。

上水道の基本料金体系の部分的是正もその一環でございます。なお、総務省の基準とは言いましても、絶対的なものではなく、それぞれの自治体の実情に合わせて多少の修正、調整は行政上可能とされております。この点につきましては、既に上下水道のための起債を行う時点で、国、県との間で了解済みのはずでありますし、その時々議員が承認してきたはずでもございます。それとも、質問者への情報提供者は、異なる見解を質問者に述べているのでしょうか。

一般会計からの支出は既定のものであり、水道料金が不足しているために繰り入れているものではありません。国が交付金の削減によって客観的に不利な状況をつくり出している現状では、ピーク時の3分の2程度に減額されている一般会計に占める水道繰入金割合、パーセンテージは当然上昇することになりますが、国、県、村当局、村議会が、私の就任以前に決めたことについては、

私は返済計画の実行を余儀なくされておる首長でございます。

国、つまり総務省の指針について優先順位をつけ、多少の超過に行くことは市町村首長の裁量事項に入ると理解しております。さらに、国、県、村当局、村議会が、今さら違反をうんぬんする立場にはないと理解しております。したがって、違反の追及があるとは考えられません。現実には、この点については、国、県からの連絡もございませんのでご安心いただきたいと思います。

さて、5番目の上小阿仁村水道ビジョンを踏まえた水道料金改定になっているのかどうか。人口減と少子高齢化による水道使用料の減少を踏まえた経営維持のための料金設定なのか。現行料金設定をひもときながら、今回の料金算定根拠を教示願いたいということでございますが、上小阿仁村水道ビジョンは、人口減と少子高齢化にある程度それを踏まえた上で算定されております。これに状況の変化に応じて適宜見直しが行われることになっておるのが現状でございます。つまり、あらゆる長期計画には、一定適宜の見直し調整が行われることが前提とされております。これに加え、今般の料金改定は従来の水道料金総収入の維持を、具体的には、基本料金低下に基づく減収を追加料金上昇に基づく増収によるバランスを目指しているもので、総収入を低くしない配慮がなされているものでございます。

今回の提案につきましては、内容の重要性の割に事を運ぶのがあまりにも早急すぎるとの仰せでございます。さらにもっと議論をして内容を精査し、上水道のみにかかわらず、農業集落排水、下水道も合わせてじっくりと協議すべきとの仰せでありますように思います。

まあ、ご参考までに申し上げます。行政サービスには、すぐれて時間的要素をお忘れにならないことが大切であります。水道料金改正問題は、既に2月と5月に村の簡易水道連絡協議会に資料が提出され、水道料金の改正案につきましては、2月25日と5月27日に提出されております。審議され了承されております。これは広報上小阿仁の7月号、14ページをご参照いただきたいと思います。

しかも、そこでは、2月には2人、5月には1人の議員がこの協議に参加されており、2月に指摘された事項を踏まえ、5月に資料を整え修正提案し、協議会の同意を得ております。その上で6月議会に提出されました。その際、それに先だつ6月4日の全員協議会に、以下の資料が提出されました。資料としては長期シミュレーション、総使用水量、総戸数、改定案、というものであります。

私は、料金改正の内容が重要であるがゆえに、事を急ぐべきではないという主張が正しいとは考えません。重要であるからこそ、事を急ぐべきなのであります。(41字削除) 享受し、当該地域の料金体系に可能な限り近づけようとする

る村当局に対し、水道問題と下水道問題との一括解決や慎重審議をちらつかせて、その引き延ばしを図る魂胆は全く許されざる怠慢でございます。

また、当該地域の住民たる議員も、村内水道の村の経営化を承認した経緯があり、その上で自分の地域だけは低料金、独自の水道を継続する態度というのは、あまりよい印象を受けませんがいかがでございましょうか。

○議長（武石善治） 村長、お願いします。答弁中ですが、村長の答弁を聞いておりますと、反問権のようなあれになっておりますので、暫時休憩します。

11時45分 休憩

13時04分 再開

○議長（武石善治） 午前中に引き続き会議を再開したいと思います。

暫時休憩します。15分休憩したいと思います。議員の皆さんは控室にお入りください。

13時04分 休憩

13時16分 再開

○議長（武石善治） 再開いたします。

村長の方へお願いしたいわけですが、いずれ午前中、閉じるときにおいて反問権をちょっと出したわけですが、一般質問者に対する質問外の事も入っておりますので、その辺ちょっと気をつけてもらいたいと思います。

質問者も、十分そういうご配慮していただきながら質問していただきたいと思います。

村長、答弁途中で休憩とりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 継続させていただきます。

議員の方々の選出基盤はどこであれ、議員の中でこの村が行いました改善提案を、引き続き引き延ばす決定をされる方々を、村民の多数は必ずしも信用できるかどうか疑問に感じているようでございます。議員諸氏の引き延ばしの行為は、沖田面を除いた村営水道参加者の約70%の利益に反する行為でございます。これにつきましては、広報の7月号、8月号に詳細に記述されておりますので、ぜひ今1度お読みいただきたいと存じます。

そういう意味で村民の方々は、議員諸氏の一举一動を観察していると私は理解しております。前政権が水道料金を決定してから既に4、5年以上になっております。それほどに月日が過ぎているにもかかわらず、その当時、村営水道への統合決定に参加した議員の方々を含めて、全ての議員諸氏が、村当局の料

金改定に反対する態度の背景には何があるのでしょうか。お1人おひとりの意見を、いつか伺ってみたいものでございます。

重ねて申し上げますが、7月の広報におきましての12ページから16ページまで、そして、8月号広報の10ページから11ページまで、これを詳細にお読みくだされば、財政の健全化の問題を含めて大きな問題というのではないということが明らかにされておりますので、ぜひ今1度お読みいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） 村長、前もって準備してこられた文章を読まれるのは結構なのですが、私の一般質問の内容でも、ある程度内容説明を申し上げておりますので、それを理解した上で文章を考えて読んでいただければ、お答えいただければ大変ありがたいと思うのですが、村長の逆質問に対する答えも多分に入っていたと思いますので、それと再質問に入ります前に、村長に謝罪と訂正を求めさせていただきます。

私についての誹謗や中傷については、そんなものは多少なりとも気にしないわけでもありますが、議員に対する批判、侮辱するような言葉が随所に見られております。再答弁の中でもちらり出ておりますが、何も議員は引き延ばしにかかっているわけではありませんので。また、出身集落、沖田面の議員が、議員報酬をもらいながら、ぬくぬくとやって、水道料金で自分たちだけ利益を得ているというような言葉が、どうやったらこの本会議の場に出るのでしょうか。

私たちは、沖田面部落のためにやっているわけではありません。そのところを今1度謝罪と訂正を含めて、村長から申し上げてもらわない限りはこの後続けることはできません。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） お答え申し上げます。議員批判というようなお話のようでございますけれども、まあ、いずれにせよ、引き延ばしということの直接表現はともかくとして、私どもが提案したことからいたしましては、結果として引き延ばされているという客観的事実は変わっておりません。

そして、皆様自身が、全ての方々ではないわけでありましてけれども、ある一定の地域が、村全体の状況よりは有利な水道料金を享有していることも事実であります。このような事実からして、やはり、そういう事実を意識することが大切であると申し上げているだけでございまして。特別の、それ以上の意味を持たせようとは考えてはいないわけでありまして。

つまり、沖田面の水道料金が、村の水道料金体系よりもはるかにいいという

のであれば、その根拠を示されればいいわけなので、あるいは村がその料金に限りなく近づけていこうという努力を行っていることに対して、それに反対する根拠がどこにあるか。そこをお示しくださることが大事であろうということでもあります。

そのどちらもいいんだということであるならば、なにも接近していく必要はないわけであります。そこら辺の部分を考えないで、言葉の1つ1つを捉えてお話しくださるよりは、事実によってそれを判断していただきたいということでもあります。

以上でございます。

○議長（武石善治） はい、3番 長井君。

○3番（長井直人） 具体的な村長の発言に対しての謝罪と訂正をまとめております。また、今回の料金の改定についての審議の中に、沖田面の水道料金うんぬんは一切関係ありません。今1度謝罪を。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 関係があるとか関係ないとかという言葉自体は、早晚沖田面が上小阿仁村営の水道に入るという前提でお話しているわけでございます。これが永久に入らないということであったとしても、例えそうであったとしても、比較の対象にはなるわけであります。

よろしゅうございますか。収支関係のことから、あるいは沖田面の水道会計が赤字なのか、黒字なのか、そういうことも一応参考にはなるわけでありまして、そして、限りなく我々が近づこうとしている沖田面の料金体系が、1つのモデル的のものであるということはこれは間違いないわけであります。もしも自分たちの料金体系がものすごく公正なものであるとするならば、それに近づこうとする村営の水道料金の体系について、なにか批判的に話すことは論理の一貫性に欠けるのではないのでしょうか。その点をご供用いただければと、私は思っているわけであります。

○議長（武石善治） 3番、再々質問になりますので、区切らないで質問があったら。

○3番（長井直人） 再々ということで認識されているようですが、再質問にもまだ入っていないと思っておりますので、その点、沖田面うんぬんについては、とりあえず寄せておきまして、これは、これまでの議論中でも村長に申し上げておりますので、追加の行政報告の中に、沖田面うんぬんというのがありますので、再質問ではそこに触れるつもりではありましたが、そこうんぬんではなくて、村長の言葉に対して謝罪と訂正を求めています。それについて1つも触れないというのは、どういうことでしょうか。それがなければ次には進

めないと申し上げております。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 抽象的な言い方ではなくて、どの部分に関して、どういう表現について、これは不穏当であるから取り消してもらいたいとか、そういうお話をしていただきたいと思います。

以上です。

（長井議員「申し上げました」と呼ぶ）

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 言葉の中には厳密にどこの部分がどうであるということ、私の推定で、必要な場合には修正を再提案する予定でございます。

今申し上げましたとおりに「(41 字削除) 享受し、当該地域の料金体系に可能な限り近づけようとする村当局に対し、水道問題と下水道問題との一括解決や慎重審議をつらつかせて、その引き延ばしを図る魂胆は全く許されざる怠慢でございます」こういうふうには私は申し上げましたけれども、これを次のように修正いたします。

これから申し上げますから「(36 字削除) 享受し、当該地域の料金体系に可能な限り近づけようとする村当局に対し、下水道問題との一括解決や慎重審議を主張して、その結果的には引き延ばしとなるような考え方は許されざる怠慢であると私は理解いたします」

以上でございます。それから、今 1 つつけ加えますが「議員諸氏の活動によって結果的には引き延ばされているという行為というものは、沖田面を除いた村営水道参加者の 70% の利益に反する行為であります」。こういうふうにお話いたします。

以上でございます。

○議長（武石善治） 暫時休憩します。

13 時 32 分 休憩

14 時 27 分 再開

○議長（武石善治） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

3 番 長井君。

○3 番（長井直人） 先ほどのご指摘ですけれども、私は、速記能力はありませんので、改めて村長のテープをお聞きいたしまして、村長の言葉で再度ご指摘申し上げたいと思います。

「(75 字削除)」

また、もう1点は「(41字削除) 享受し、当該地域の料金体系に可能な限り近づけようとする村当局に対し、水道問題と下水道問題との一括解決や慎重審議をちらつかせて、その引き延ばしを図る魂胆は全く許されざる怠慢であります。また、当該地域の住民たる議員も、村内水道の村の経営化を承認した経緯があり、その上で自分の地域だけは低料金、独自の水道を継続する態度というのは、あまりよい印象を受けませんがいかがでございましょうか」

そういうことで文面をご紹介申し上げますが、いかにもわれわれ議員が自分の利益のために議員という仕事をしているかのような表現が過分に盛り込まれております。これは間違いなく議員批判であり、この文章の訂正と謝罪を求めます。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 訂正部分を申し上げます。「(75字削除)」。全面削除いたします。

次、4行、今読みますので、それから次に修正部分を申し上げます。「(41字削除) 享受し、当該地域の料金体系に可能な限り近づけようとする村当局に対し、水道問題と下水道問題との一括解決や慎重審議をちらつかせて、その引き延ばしを図る魂胆は全く許させざる怠慢でございませぬ」

修正文、これから読み上げます。「(41字削除)」いうのを削除。

ただ「享受し、当該地域の料金体系に可能な限り近づけようとする村当局に対し、水道料金と下水道料金との一括解決や慎重審議をちらつかせ」のかわり、「条件づけ、案件が引き延ばされる結果となることは許されざることであります」

次、読み上げます。「また、当該地域の住民である議員も村内水道の村の経営化を承認した経緯があり……」

○議長（武石善治） 村長、本会議ですので、記録に残りますので、明確な修正をお願いしたいと思います。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 「また、当該地域の住民たる議員も、村内水道の村の経営化を承認した経緯があり、その上で自分の地域だけは低料金、独自の水道を継続する態度というのは、あまりよい印象を受けませんがいかがでございましょうか」。これは修正いたしません。

これにつけ加えまして、以下のことを付加いたします。関係議員諸氏の主観的意識にそぐわなかった事実に対しては、まことに遺憾に思う次第でありますので、前記のような修正をいたします。

以上でございませぬ。

○議長（武石善治） はい、3番。

○3番（長井直人） 訂正、しかと受けたまわりました。しかしながら、本来であれば訂正しないと申し上げた独自の水道を継続する態度ということで、これは村長の個人的な見解ではあると思いますが、これは全くの間違いでありますので、本来であれば訂正を求めるところですが言葉として指摘申し上げます。

謝罪についても、謝罪と申し上げがたいところでもありますが、このまま議会を止めても申しわけありませんので、入らせて、続けさせていただきます。

ということで、沖田面うんぬんというのが、まだご指摘にあります。あえて申し上げさせていただきますが、まず、村長の訂正がなかったところ、自分の地域だけは低料金、失礼しました、独自の水道を継続する態度ということでご指摘がありました。これについては全くもって見解違いでありまして、沖田面の水道組合では、当時、まだ村長が正式に料金改定を表明する前、集落内で部落総会がありまして、その場で該当する部落会長が、この1年4カ月で村当局と協議をして、水道料金の統合に向けて、水道の事業の統合に向けて検討していくと部落総会で述べました。そういった意思を明確に打ち出しております。しかしながら、その後、行政報告で村当局が沖田面を訪れた際、村長からは水道問題に関することは一言も触れられませんでした。

また、その後、村当局が沖田面集落に説明に来ることもありません。協議に来たこともありませんでした。沖田面集落の方から、どうなっているのだということで、歩み寄って初めて村当局で説明に来ました。しかしながら、その内容自体が明確な基本構想が示されていなかったために、沖田面では、現状では賛成できないということで、もうちょっと検討する必要があるということで、次の年の部落総会では決めることが、決議することができませんでした。

そこで、今1つ申し上げますが、その時、当局の方で部落に来て説明した段階で、当局側が、では沖田面の役員の皆さんは幾らに設定すればいいですか、逆に当局がこうやって投げかけてきたわけです。おかしくないですか。算出根拠を明確に打ち出して、これでいきたいと、ご理解申し上げたいとこなければならぬ村当局が、沖田面の言うことを聞くから幾らにすればいいですかと。

この後に出てきたのが現在の提案の金額。また、ちょっと違いますが、その前に1,600円という案が出てきていました。これについて質問した時、きちっと全協で議会に1,600円たるものの根拠を示しておきながら、6月議会では消費税を忘れたと、消費税を加えるのを忘れたと村長が明言されました。

そういう提案がありますか。ですから、その提案の根拠を明確に数字として出して欲しいと申し上げております。でも示されるのは、この料金で推定した今後の数年間の料金形態のみであります。これで安泰だからいいだろう。なにが文句があるのだと言わんばかりの説明しかありません。

先ほど申しあげましたとおり、水道料金には、基本料金、超過料金とも算出する計算式がございます。村長、ご存知でしょうか。それである程度算出をして、その村長のおっしゃるとおり、国民年金生活者、そういった方々への配慮、確かに行政からすれば若干欠ける部分もあります。しかしながら、村としての配慮として、そういったものをつけ加えるのであれば、その基準数値が出てからの話であります。そういったものも具体的には1つも出されていません。また、一般質問でそのこのところまで説明いただきたいと申しあげているのにもかかわらず、その点には一切触れられておりません。

はっきり申しあげて、私の一般質問にはまともな回答をなされていないような気がします。ある程度の根拠も申しあげているつもりではありますが、ここでお互いの論拠を闘わせるべき場かどうかは、これはお互いの主張をぶっつけているというよりも、私の考えを村長に申しあげております。それが是か非か、それは村長の判断で結構なわけではありますが、ここは裁判所ではありません。ここでどちらの主張が正しいか、そういったものをお互いの論拠をぶっつけて決める場ではありません。

ですので、あえて僕の主張が正しいというようなことで反論は申しあげませんが、実際に村の状況をしっかりと見て物事を申しあげていただきたい。6月議会でも、村長は、沖田面地区にも可能な限り誠心誠意働きかけてきたと申しあげました。しかし、そこで私は反論いたしました。全く村としての働きかけはありません。最初に申しあげたとおりの内容を申しあげました。それに対しても特に何も明言はありませんでした。

実際にそういった状況を村長はご存知かどうか。そのこのところも、しっかりと把握をして物事を申しあげていただきたいと、そう思います。

今回、水道料金が議会にまた再提案されておりますが、改めてこの場でどう議論しても、今の現状では、村長の答弁を聞く限りでは、はっきり申しあげて全くの平行線であり、私の話の1点も聞く耳を持たないというような状況にありますのでこの質問はこれでやめさせていただきます。

本来ではあれば、村長、再質問、再々質問、準備しておりましたが、この場で終了させていただきます。

以上です。

○議長（武石善治） 3番、答弁はよろしいということですね。

（長井議員「いらない」と呼ぶ）

○議長（武石善治） 3番にお願いします。次の質問に入る前に、時間があまり残っておりませんので、15分ぐらいだと思いますので、若干、その中に答弁も入ってくると思いますのでお願いしたいと思います。

はい、3番 長井君。

○3番（長井直人） 2つ目の質問に入らせていただきますが、期待のする答えが返ってくるのか、ちょっとかなり微妙なところがありますので、質問を申し上げて、これは提案も入っておりますので、村長の答弁を聞いたうえでその場で終了させていただきたいと思っておりますので、ざっと提案をさせていただきます。

集落、村の活性化のために、若者の発起を促す政策をとということでご提案申し上げます。

先日行われた第4回地域ふれあい感謝デー、皆様もご承知のことと思います。毎年恒例の行事となりつつありますが、実はこのイベント、年々来場者が増えてきておりまして、4回目にして500人を突破いたしました。

今回も無事盛会裏に終わることができました。特に今回は村内在住の若者のイベントと共催という形で、会場のみならず紙面上でも村のPRになりました。皆さんもご存知のことと思います。

それについても少し触れさせていただきます。今回、県の補助事業で、秋田北NPO支援センター主催で、わが上小阿仁村で若者会議たるものが行われました。当局でもご存知のことと思います。私も若者とは言いがたい年齢になりましたが、この村においては貴重な若者ということで2回目から参加させていただきました。これが実にいい機会となり、普段なかなか聞くことのない20代から40代までの若者の村に対する思いや考えに触れることができました。

村在住のほんの一部の人数ではありますが、その思いの中にはちょっとした機会やタイミングで何とかできそうなものや、それをくみ取ってくれる人がいれば、理解をし、推進し、そういうリーダーがいれば実現可能なものなど、素晴らしい発想や気持ちを体感することができました。普段の生活の中では、そういう話をするような内容ではないのですが、いざきっかけをつくって集まってみると、村に関していろんな考えを持っていることに驚かされました。

要は、そういう場を、機会をつくってあげることが大事だというふうに感じました。初めは少なくとも、波紋が広がるようにその輪を広げることができれば、村の大きな財産になると確信いたしました。

短い期間でありましたが、それぞれ仕事を終えてからの会議を重ねながら、先日のふれあいデーと共催という形で、「おいしいかみこあに創作グランプリ」と題して村の特産品を使った創作料理を提案し、試食をしていただき評価をしていただくというイベントを開催いたしました。結果はご存知のとおり、わずか5分で300食が完食という大盛況でございました。

今後の村を考えると、次代を担うこうした若者が頑張ることこそが、この村に活力を与え活性化につながるのではないかと考えます。若者の流出、各集落の若勢団の高齢化、また弱体化、若者の村政の無関心等を解消するためにも、

村の政策として若者と積極的にかかわっていく必要があると思います。

村で全て面倒を見ろとは言いません。ただ、若者の考えや意欲を生かし伸ばすような、そうした政策をぜひ行っていただきたいと考えます。いろいろと考えられるとは思いますが、案として3つほど提案させていただきます。

1つ目は、村独自に各種団体やグループ等を対象にした提案型の新規事業への補助制度を提案いたします。例として、年間一定額、ここでは100万円と設定いたしますが、これを分割して50万円、30万円、10万円、5万円を2組、計5組の助成制度で定期的にプレゼンを行い選定する。イベントに限らず事業者の新商品の開発や新事業への参入、農業従事者への事業支援、グループ活動での新事業や周年記念事業、団体の地域活動や環境活動への助成など、幅広く活用して活力の輪を広げていくというのはいかがでしょうか。

2つ目は、集落行事、伝統芸能への活動支援金や広報支援、活動の充実のための活性化支援金としての交付等、県や国の補助事業での該当がなくても、村独自の支援事業として助成する制度ははいかがでしょうか。

伝統芸能は、辛うじて伝承され、ついでにいた八木沢番楽も小中学生や協力隊の取り組みで復活しようとしています。集落の伝統行事などは衰退してきているのが現状であります。取り組んでいる団体や人へ、行われている行事へ直接的な支援が必要になってきている現状ではないでしょうか。このままでは、村のよさがついでに失われてしまいます。集落での喜びや楽しみがなくなってしまいます。村の明日への活力として支えていかなければならないのではないのでしょうか。

若い人の都会的な考えの中では、自分が出なくても、また、自分が行かなくても、というふうになりつつあります。何とかして変えていかなければならないと思うのですがいかがでしょうか。

3つ目は、村がいろいろな形で若者や各種団体との交流を図るということです。また、そうした中でリーダーとなり得る人材を育成するということです。そして、普通の人を知り得ない国や県や村の交付金や補助制度、助成制度を有効に利用するための紹介や斡旋を行いながら、若者の発起を促すような支援体制を役場に置く。行政と若者の接点づくりを推進していくというのはいかがでしょうか。

村のためならば自由に行動できるのは、やはり役場の職員の特権であると思います。それを最大限に生かして村の若者を牽引し、育成して自立させる。また、活動拠点として生かすことができたなら、村の活性化はもちろん、わが村の将来にも希望の光が輝き続けることでしょう。若者の育成にも注力するというのはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただいま、非常に示唆の富むご提案をいただきまして感謝いたしております。

少子高齢化が進んでまいりまして、この集落としての機能低下が危惧される本村にとりましては、当然、集落の活性化を図っていくことは必要不可欠でありまして、その対策が重要な課題になっておりまして、その意味でこのたびの八木沢に来ていただいた活性化の支援隊、こういう試みが現在行われている現状でございます。

集落の活性化、地域の活性化、団体、グループの活性化が、村の活性化につながっていくものと私も考えておる次第でございます。その意味で、先般のふれあいデーの中で、支援隊も中心となりまして、また、英語の当村の教師も積極的に参加して、このNPOが提供したこういうアイデアで集まって、この創作料理が大成功を収めたということ自体が1つの、若者の非常に活動的なことを示唆しているわけでございます。

今そういうことで、第1点、2点、3点のご提案がございました。提案型事業につきましては、地域の活性化、村の活性化などについて、ご自由にどしどしご提案いただければと思ひまして、試みとして物産センター入口に提案箱を設置しておりますが、なかなかご提案がないのが現状でございます。大変によいご提案でありますので、補助制度を導入していくためにも、この補助金の、いわば交付要綱の制定が必要であり、もし制定するとした場合、対象事業の範囲、補助金の額、審査会等どのような要綱の内容にしていくか、議会とも協議しながら早急に検討していきたいと思っております。そういう方向としては、山菜の各集落別の場を提供して育成していただくような、そういう提案も現在きている次第でございます。

第2点につきましては、集落行事も高齢化し、ご存知のように45.6%になっております。この進行に伴い徐々に実施できなくなっているのが現状でございます。また、現在、村の無形文化財として小沢田駒踊り保存会、大林獅子踊り保存会の2団体については、保存育成を図るため毎年補助金を交付している現実がございます。

その他にも裸参りと、鳥追い、ねぶ流しなども年中行事として行われておりますが、後継者不足により伝承が困難になりつつある現状でございます。1点目のご質問とあわせて、独自の助成制度ができないかどうか具体的に検討してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、一般質問通告書の具体的な質問要旨が必ずしも明確ではないように思われますが、若者と言わず、リーダーの育成はいろいろな分

野において事業を展開していく中で、当然、リーダーシップをとっていただく方が必要でございまして、こういう人たちの学習の機会も提供しなければならないと思っております。

地域の活性化のため国、県、その他の団体から、いろいろな分野における助成制度がございまして、具体的に対象となる事業を行いたいが、これに対する助成制度があるや否やについてお問い合わせいただけますれば、調査いたし対象となる場合には斡旋または助成することも可能でございまして、どしどしお問い合わせいただければと願っております。

行政と若者の接点づくりでございまして、若者と言わず村民全体との接点づくりをしていかなければならないと思っております。ただ、若者のパワーと行動力、これには期待するところが大きく、どしどし行政運営に参画していただきたいと思っておりますし、その輪、環境づくりを進めていかなければならないと思っております。

以上でございまして。

○議長（武石善治） 3番。

○3番（長井直人） ありがとうございます。ただ働きかけるだけではなかなか集まってきません。そういったところも踏まえて、いろいろな方法を考えながら取り組んでいただきたいと、何かしら取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、村外から来ていらっしゃる若い方だけが頑張ったところで、やはり村に在住する若者が発起しない限りは、この村の将来も開けていかないというふうに考えますので、ぜひとも何かしらの行動に移していただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（武石善治） 3番、長時間にわたりご苦勞様でした。これで一般質問を終わりたいと思います。